建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山伊建設株式会社　山本　　靖　京都府京都市伏見区醍醐和泉町12　国土交通大臣許可（般―27）第23737号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社天建　天野　一樹　大阪府高槻市井尻２―34―３　国土交通大臣許可（般―24）第24781号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社明光建商　塩谷　和宏　福井県越前市葛岡町８―10―１　国土交通大臣許可（般―28）第15219号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社貫山建設　貫山　　進　大阪府枚方市大垣内町２－７－３　国土交通大臣許可（特―23）第24117号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年８月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社亀田組　亀田　國紀　大阪府大阪市阿倍野区松虫通１―11―13　国土交通大臣許可（般―27）第18885号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年８月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年８月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アルヴォス株式会社　宮本　知治　兵庫県神戸市中央区小野柄通７―１―18　国土交通大臣許可（特―24）第5804号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年８月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年８月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社西日本住宅サービス　藤原　典正　大阪府大阪市東成区中道１―10―26　国土交通大臣許可（般特―26）第21100号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年８月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年８月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コンクリート診断センター　田中　昭洋　大阪府大阪市中央区北浜東４―33　国土交通大臣許可（特―27）第23761号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年８月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。